

受益証券等の乗換え勧誘時の説明義務に関するガイドライン

平成14年1月25日制定

平成19年9月21日改正

平成23年2月17日改正

1. ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、以下「府令」という。）第123条第1項第9号並びに受益証券等の直接募集等に関する規則第5条第13号に規定する受益証券等の乗換え勧誘行為に係る説明義務について、その説明の内容、説明義務の履行に係る社内管理体制の構築等について明示することにより、ルールの円滑な実施を図ることを目的とする。

2. ルールの基本的考え方

長期保有を基本とする商品が多数存在しており、商品性も多岐にわたる受益証券等について、十分な説明もないままに乗換えが行われることを防止するため、乗換えを勧誘するに際し、当該乗換えを行うことが顧客のニーズに適合しているかを当該顧客が判断するための重要な事項について説明することを義務付けるものである。

3. 対象となる乗換えの勧誘等

(1) 対象となる乗換えの勧誘行為

ルールに規定する乗換えの勧誘行為は、顧客が現在保有している受益証券等の解約若しくは投資口の払戻し又は売付け（以下単に「解約」という。）を行い、併せて他の受益証券等の募集を行うことを当該顧客に勧誘する行為を指している。従って、「解約」と「募集」をセットで（乗換えの）勧誘をする行為が該当する。

なお、実際の「解約」と「募集」の約定が同時に行われたかどうかによって判断されるものではない。

(2) 対象となる受益証券等

ルールにおいて対象となる受益証券等は、府令第65条第2号イからハマまでに掲げるもの（例：MMF・中期国債ファンド・MRF）を除く受益証券等である。

4. 説明の内容等

乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して当該乗換えに係る「解約する受益証券等」と「募集する受益証券等」の商品性、顧客のニーズ等を勘案し、投資判断に影響を及ぼすと考えられるそれぞれの重要な事項について説明を行う必要がある。

なお、説明に当たっては、目論見書の記載を基に行う等、客観的な説明を行うよう留意する。

【乗換えの勧誘に際して説明すべき重要な事項の例】

- ① ファンドの形態及び状況
 - イ ファンドの名称
 - ロ 建て通貨（外貨建ての場合のみ）
 - ハ ファンドの性格（投資の基本方針、投資対象、分配方針、クローズド期間、信託報酬、投資リスク）
 - ② 解約する受益証券等の状況（直近の解約価額、個別元本、解約に係る費用・概算損益）
 - ③ 乗換えに係る費用
 - イ 解約手数料又は募集手数料
 - ロ 解約する受益証券等にあつては、解約に係る課税関係
 - ハ その他の費用
- （注）セレクトファンド等の受益証券等（同ファンド内の乗換えを行う場合に限る。）及びいわゆるブル・ベア型受益証券等（ブル型とベア型との間の乗換えの場合に限る。）にあつては、同一目論見書に複数の受益証券等の内容が記載されている場合で、解約する受益証券等の募集時に既に他の受益証券等の重要な事項について説明している場合などそれまでの説明の有無及び顧客の理解度を勘案し、乗換え時点の状況に応じて説明を行うものとする。

5. 説明義務の履行に係る社内管理体制

説明義務の履行を確保するため、各社の実情に応じた社内管理体制を構築する必要がある。

具体例としては、①乗換えに係る社内記録の作成・保存を行い、モニタリングを行う体制、あるいは②顧客から顧客の意思を確認するための書面（確認書）を受入れ、モニタリングを行う体制などが考えられる。

【社内記録の作成・作成手段についての例】

（1）記録する内容の例

- ① 乗換えの勧誘、非勧誘の別（取引が成立したものについて、乗換え勧誘の有無が客観的に判別できるものとする。）
- ② 乗換えの勧誘の際の説明の実績
 - 取引が成立したものについて、次のような事項を記録する。
 - （例）イ 乗換えの勧誘の際に説明した内容
 - ロ 乗換えを勧誘した理由
 - ハ 説明時の状況（顧客の反応、顧客から説明を要しない旨の意思表示があった場合にはその事実等）

（2）記録の作成方法・手段の例

記録の作成方法・手段として、次のようなものが考えられる。

- ① 乗換えの勧誘、非勧誘の別について注文伝票等に記録する方法
- ② 書面により説明した場合には当該書面を記録とし、保存する方法

- ③ 口頭で説明した場合には、その説明事項について書面に記述する、又はパソコン等に入力する、あるいは説明内容を録音することにより記録する方法
なお、社内記録の様式例（雛形）は別添を参照

6. その他

(1) 受益証券等に係る全般的な社内管理体制の整備

受益証券等には長期保有を基本とする商品が多数存在することにかんがみ、また、顧客本位の営業姿勢の徹底を図る意味から、本ガイドラインにおける説明義務の社内管理にとどまらず、受益証券等の全般的な社内管理体制を整備することが望ましい。具体例としては、次のようなものが考えられる。

① 社内規則等の整備

【内容】投資の基本方針及び投資対象が類似する受益証券等との乗換え、あるいは、投資対象に関わらず短期間での乗換えの反復については、特に、乗換えに係る経済合理性、顧客のニーズを十分踏まえた営業姿勢を徹底する旨を定めた社内規則等を整備する。

② モニタリングの実施

【内容】顧客の適合性、乗換えに係る経済合理性及び顧客のニーズを十分踏まえた営業姿勢の履行を確保するため、特に、類似ファンド間の乗換え、短期間での乗換えの反復などに関してのモニタリングを実施する。

(2) 他の法令、規則等との関係

① 目論見書による説明

一般的に、顧客に受益証券等の募集の勧誘を行う場合には、本ガイドラインに規定する「重要な事項」以外の事項についても目論見書の内容に基づき説明を行う必要がある。

② 適合性の原則との関係

本ガイドラインに規定する「重要な事項」の説明は、適合性原則を踏まえたうえで行われるものであるとの観点から、顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行う必要がある。

また、社内において取引開始基準を定めている場合には、当該基準に適合していることを確認し、投資勧誘を行う必要がある。

以 上

附 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

[別 添]

受益証券等の乗換え勧誘に係る記録（雛型）

① 乗換え勧誘時の説明事項

説明事項	解約する投信の説明内容	募集する投信の説明内容
ファンドの名称		
建て通貨		
ファンドの性格		
解約する受益証券等の状況		
解約手数料又は募集手数料		
解約に係る課税関係		
その他の費用		

② 乗換えを勧誘した理由及び説明時の状況

--

③ 備考

[]

[チェック欄]

内管責任者	営業責任者	扱 者

顧客名（顧客カード）	説明年月日

(参 考)

「投資信託等の乗換え勧誘時の説明義務に関するQ&A」集

「証券会社の行為規則等に関する内閣府令」(2001年12月21日公布、2002年2月1日より施行)を受け、日本証券業協会は「投資信託等の乗換え勧誘時の説明義務に関するガイドライン」及び「投資信託等の乗換え勧誘時の説明義務に関するQ&A」集を作成し、会員通知を行った。

その「投資信託等の乗換え勧誘時の説明義務に関するQ&A」集は以下のとおりである。

投資信託等の乗換え勧誘時の説明義務に関するQ&A

(平 14.1.24)

1. 「乗換え勧誘」に該当するケースはどのような場合ですか。

(答) 乗換え勧誘に該当すると考えられる事例として次のような場合が挙げられます。

- ① 当初は、新規の資金で投資信託の買付けを勧めていたが、顧客が買付け資金を手当てできないということなので現在保有している投資信託を売却して買付けることを勧めた場合
- ② 営業員が電話、訪問などで売り・買いをセットで勧誘し、実際の買付け及び売付けはインターネットで発注し、取引する場合
- ③ 売り・買いをセットで勧誘しているが、買付ける投資信託の買付け資金が一旦MRF、MMF等の規制対象外となっている投資信託を経由して充当される場合
- ④ 顧客から資金運用に関する相談を持ち掛けられ、相談に応じる中で投資信託の売り・買いをセットで勧誘した場合
- ⑤ 売り・買いをセットで勧誘しているが、当該投資信託の買い代金は他の商品の売り代金(あるいは別途の資金)で充当している場合(あるいは、売り代金が一旦顧客に返金されて、買い代金として再度入金される場合)

2. 「乗換え勧誘」に該当しないケースはどのような場合ですか。

(答) 乗換え勧誘に該当しない事例としては次のような場合が挙げられます。ただし、実際の顧客への勧誘状況によっては乗換え勧誘に該当する場合も有り得ますのでご注意ください。

- ① 当初は、新規の資金で投資信託の買付けを勧め、その結果顧客が投資信託を買付けて受渡が終了した後、顧客より資金が必要であることを相談され、別の投資信託の売却を勧めた場合
- ② 新規の資金で投資信託の買付けを勧誘し、顧客がそれに応じて、約定が成立した場合で、その受渡日(払込日)までの間に顧客の判断で(営業員からは売付けの勧誘をすることなしに)当該投資信託の買付け代金に充当するために別の投資信託を売却した場合
- ③ 明らかに営業員からの勧誘がなく、顧客から銘柄指定により乗換える旨の指示があった場合

3. 説明義務の対象外とされる投資信託等は、ガイドラインに例示されているもの以外にもありますか。

(答) 説明義務の対象外とされる投資信託等は、①「証券会社に関する内閣府令」第21条第2号イからハマまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するもの、並びに②証券取引所等に上場されているものです。

従って、これらに該当する投資信託等であれば対象外になります。例えば、FFF（フリーファイナンシャルファンド）については上記①に該当するFFFであれば対象外となります。

4. 乗換え勧誘時に説明する重要な事項については、具体的にそれぞれどの程度の説明を行うのですか。

(答) 個々の投資信託の商品性等に応じて説明することになりますが、具体例としては次のような説明内容が考えられます。

① 内国投信間の乗換えの例

説明事項	解約する投信の説明内容	取得する投信の説明内容
ファンドの名称	国内公社債オープンファンドです。	国内株式オープンファンドです。
内国投信・外国投信の別	—————	—————
建て通貨	—————	—————
ファンドの性格	わが国の中期公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目標とします。 毎決算時（年4回）に、基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行う方針です。	中長期的な観点から、わが国の株式市場全体（東証株価指数）の動きを上回る投資成果の獲得を目指します。 わが国の証券取引所上場株式及び店頭登録株式を主要投資対象とします。 毎決算時（年1回）に、基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行う方針です。
解約する投資信託等の状況	個別元本が〇〇〇円、直近の解約価額が〇〇〇円ですから、解約手数料と源泉徴収税を差し引くと概算で〇円の収益が見込まれます。	—————
解約手数料又は取得手数料	（解約手数料がある場合） 解約手数料が解約申込日の基準価額の〇%かかります。	償還乗換えによる取得の場合ですから、取得手数料をいただきません。
解約に係る課税関係	個別元本と基準価額の差額に対して、20%の源泉徴収税が課税されます。	—————
その他の費用	解約申込日の翌営業日の基準価額の〇%が信託財産留保金としてかかります。	—————

② 外国投信間の乗換えの例

説明事項	売付ける投信の説明内容	取得する投信の説明内容
ファンドの名称	米国公社債オープンファンドです。	ヨーロッパ株式ファンドです。
内国投信・外国投信の別	—————	—————
建て通貨	米ドル建です。	ユーロ建です。
ファンドの性格	主に、米国の格付け機関から高格付けを取得している（S&P社からA格以上の格付けを取得している等）米国債券に投資することにより、元本の維持及び安定した金利収益を得ることを目的とします。 毎月、収益分配を行う方針です。	元本の長期的な増加を目標とします。 主に、ヨーロッパの企業の株式又はヨーロッパの証券取引所に上場している株式に投資します。 毎決算時（年1回）に、収益分配を行う方針です。 当初2年間はクローズド期間となっていますので、原則として換金できません。
解約する投資信託等の状況	直近の買戻価格で計算すると、約〇ドル（約〇円）の利益となります。	—————
解約手数料又は取得手数料	売却の際に（買取り）手数料はかかりません。	取得代金が500万円までは、3%の手数料がかかります。
解約に係る課税関係	売却の際には課税されません。	—————
その他の費用	—————	—————

（注）上記の内容はあくまでも例示です。実際の乗換え勧誘時においては状況に応じて説明を行ってください。

5. 社内記録に係るモニタリングは具体的にどのように行うのですか。

（答）モニタリングとは、定期的に投資信託の乗換えに際して説明した内容や説明時の状況について確認し、適切な乗換え勧誘が行われているかをチェックすることをいいます。具体的にどのように行うかは協会員が実情に応じて決定することになります。従って、定型的あるいは画一的なものではありません。

具体例としては、次のようなことが考えられます。

定期的に、内部管理部門の担当者が、社内記録に基づいて乗換え勧誘の有無、説明の実績（説明の内容や説明時の状況）等を確認し、乗換えに際して顧客の適合性等の観点から適切な説明が行われているかどうかをチェックする。また、乗換えの勧誘の有無に係る記録に基づき、必要に応じて、営業員に取引の状況等を確認する。

6. 社内記録はどれくらいの期間保存する必要がありますか。

(答) ルールとしては定めがありません。従って、社内外の検査への対応、他の帳簿書類の保存期間などを勘案し、各協会員において適宜の期間を決めて保存することになります。

7. ガイドラインの(別添)「投資信託等の乗換え勧誘に係る記録(雛型)」には、乗換え勧誘時の説明事項及び内容が記載されていますが、これは別の用紙に記録されていてもよいですか。

(答) 別添の社内記録の様式はあくまでも例示であり、定型的なものではありません。解約する投信と取得する投信のそれぞれの説明内容が別の用紙に記録されていても問題ありません。各社が実情に応じて任意の方法(様式)で社内記録を作成し、保存してください。